

平成30年5月25日

各 位

会 社 名 プラス・テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 中馬直宏
問合せ先 取締役経営管理部長 縄野昌紀
電話 029 - 889 - 2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月21日開催予定の第107回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、現行定款第17条について取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものであります。
- (2)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会においても決議ができるよう、現行定款第39条(期末配当及び中間配当の基準日)を変更案第39条(剰余金の配当等)のとおりに変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成30年6月21日
定款変更の効力発生予定日	平成30年6月21日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第16条（省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第17条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第18条～第38条（省略）</p> <p>（期末配当及び中間配当の基準日）</p> <p>第39条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「<u>期末配当</u>」という）をすることができる。</p> <p>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当</u>」という）をすることができる。</p> <p>第40条 （省略）</p>	<p>第1条～第16条（現行通り）</p> <p>（任期）</p> <p>第17条 取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第18条～第38条（現行通り）</p> <p>（剰余金の配当等）</p> <p>第39条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>当社の期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p> <p>第40条 （現行通り）</p>